２００７年３月２６日

中部国際空港株式会社
Central Japan International Airport Co.,Ltd.

空港島及び空港対岸部に係る環境監視計画の改定及び騒音値を表示する装置の設置について

愛知県企業庁及び中部国際空港株式会社は、「空港島及び空港対岸部に係る環境監視計画」を改定しました。今回の改定は、航空機騒音の調査地点等の変更によるものです。

また、中部国際空港株式会社は、航空機騒音常時監視測定局を設置した四自治体に、騒音値を表示する装置を設置することとしました。

いずれも開始は、本年４月１日です。

記

１．環境監視計画の主な改定内容

（１）航空機騒音常時監視測定局の移設

木曽岬町の常時監視測定局は、従来は南部クリーンセンターに設置していましたが、木曽岬町から東部公民館のへの移設の要望があり、二地点の環境調査を比較したところ、東部公民館のほうがWECPNL（うるささ指数）で１０程度大きかったので、東部公民館へ移設します。

（２）航空機騒音定期監視の見直し

航空機騒音に係る定期監視は、従来は「2006 年 2 月～9 月の調査結果を踏まえ、見直しを行う。」としていましたが、調査対象自治体から調査継続の要望が多くあり、調査を継続します。

２．騒音値を表示する装置の設置方法

常時監視測定局を設置した自治体から、騒音値を表示する装置の要望があり、四自治体に騒音値を表示する装置を設置します。なお、自治体の要望により設置方法は異なります。

○常滑市及び弥富市

市役所内にインターネットに接続したパソコンを設置し、来庁者が操作することにより、弊社のホームページにある常時監視局の騒音値を表示します。

○美浜町及び木曽岬町

常時監視測定局内に騒音計に接続した騒音値表示装置を設置し、その地点の騒音値を常時表示します。

参考資料①　「空港島及び空港対岸部に係る環境監視計画」の改定について

参考資料②　航空機騒音・低周波音監視地点

以上

本資料は２００７年１０月のホームページ改訂に伴い、掲載時の書式を改めております。
内容につきましては掲載時の原文をそのまま新しい書式に置きなおしております。ご了承ください。

参考1

「空港島及び空港対岸部に係る環境監視計画」の改定について

1　環境監視計画の改定内容

（1）航空機騒音常時監視地点の見直し

変更前　　木曽岬町南部クリーンセンター
変更後　　木曽岬町東部公民館

（2）航空機騒音定期監視地点の変更

変更前　　木曽岬町東部公民館
変更後　　木曽岬町農村集落多目的共同利用施設

（3）航空機騒音定期監視の見直し

変更前　　航空機騒音に係る定期監視については、2006 年 2 月～9 月の調査結果を踏まえ、見直しを行う。
変更後　　航空機騒音に係る定期監視については、今後の調査結果を踏まえ、見直しを行う。

2　環境監視計画の適用時期

平成１９年 4 月 1 日

参考2

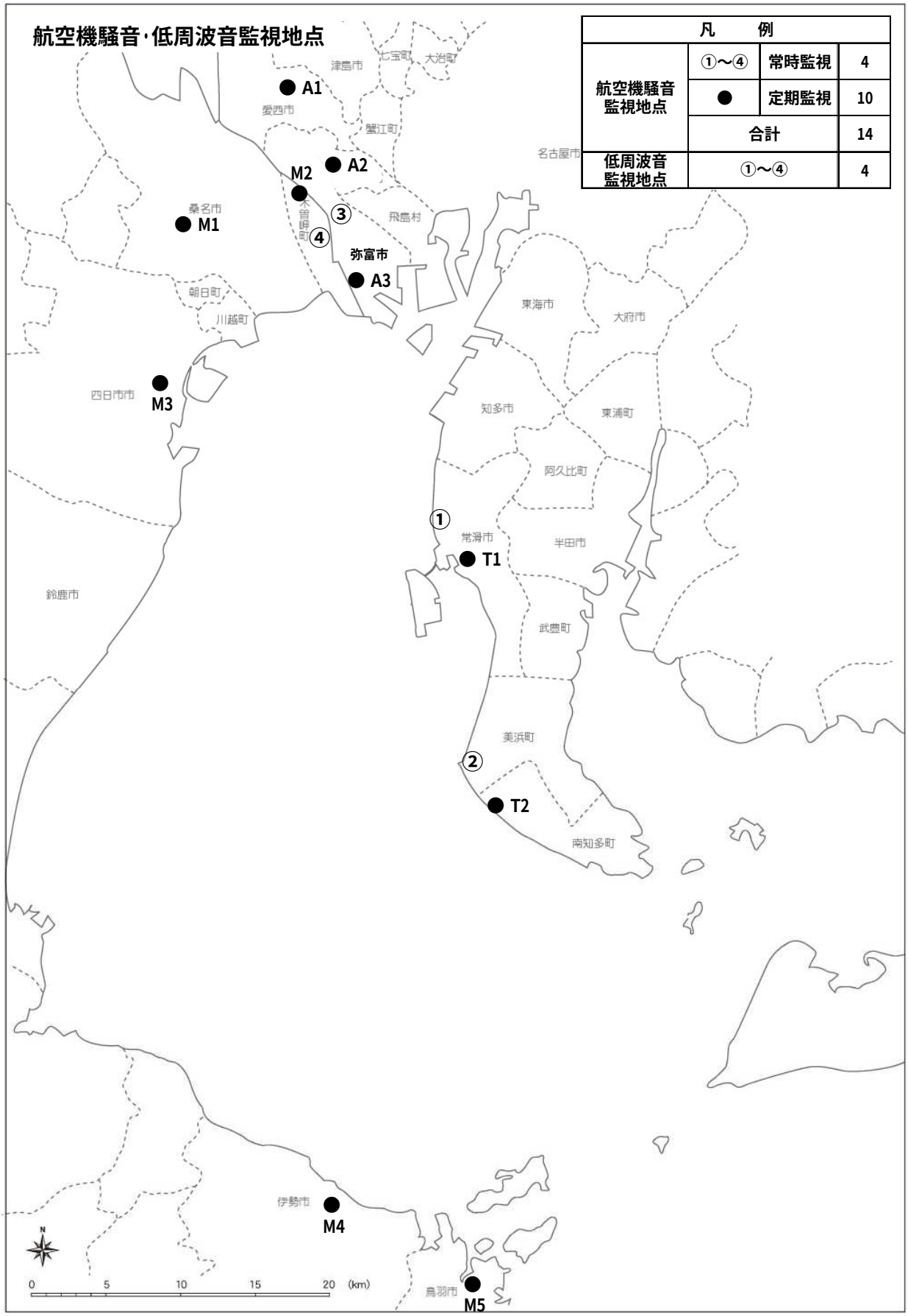
航空機騒音･低周波音監視地点
凡　例
航空機騒音監視地点
①～④
常時監視
4
●
定期監視
10
合計
14
低周波音監視地点
①～④
4
A1
A2
A3
M1
M2
M3
M4
M5
T1
T2
①
②
③
④
津島市
七宝町
大治町
愛西市
蟹江町
名古屋市
桑名市
飛島村
弥富市
朝日町
川越町
東海市
大府市
四日市市
知多市
東浦町
阿久比町
常滑市
半田市
鈴鹿市
武豊町
美浜町
南知多町
伊勢市
鳥羽市
N
0
5
10
15
20
(km)